

改正電子帳簿保存法への対応について —電子取引

高橋 宏和 (たかはし ひろかず)

高橋宏和会計事務所
公認会計士・税理士



令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」とする）」の改正が行われ令和4年1月1日施行されました。

6月号では改正電子帳簿保存法の内容は①電子帳簿保存②スキャナ保存③電子取引の3つに分けられる旨を確認しました。このうち電子帳簿保存とスキャナ保存については電子帳簿での保存を希望する納税者が対応する事項であるのに対して電子取引に係る規定は全ての事業者が適用すべき義務であると言えます。本稿では電子取引に係る取引情報の保存要件について確認し、改正電子帳簿保存法に則った保存の方法について理解したいと思います。

〔質問1〕

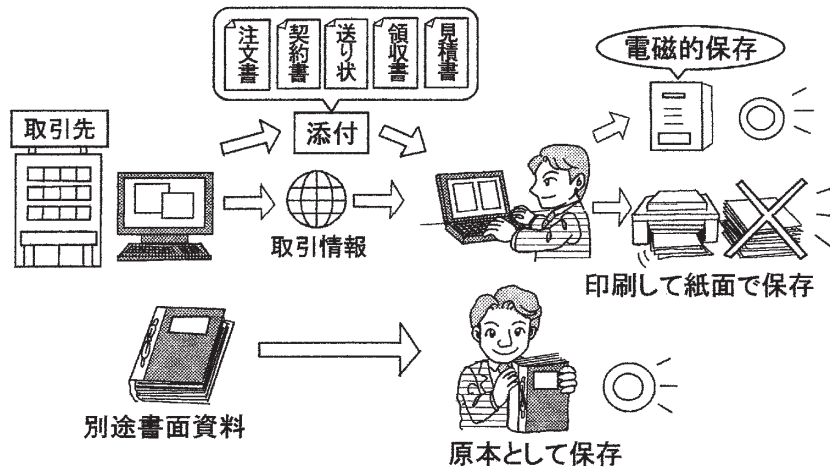
電磁的記録による保存が必要となる電子取引とはどのような取引が教えて下さい。

〔回答〕

「電子取引」とは取引情報の授受を電磁的方法により行う取引を言います。この取引情報とはビジネスにおいて受領・若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項を言います。つ

まりインターネットによる取引や電子メールにより取引情報を授受（添付ファイルによる場合を含む）する取引が電子取引に該当します。

このうち、別途書面の資料がやり取りされるものについては書面を原本として保存することが認められますが、書面資料が無く電磁的方法による伝達のみである場合には電磁的記録のまま保存することが必要となります。電子帳簿保存法の改正前まで認められていた電磁的記録を印刷して保存する方法は認められなくなるため注意が必要です。



〔質問2〕

電子取引に係る取引情報を電磁的記録のまま保存する場合の保存要件について教えてください。

〔回答〕

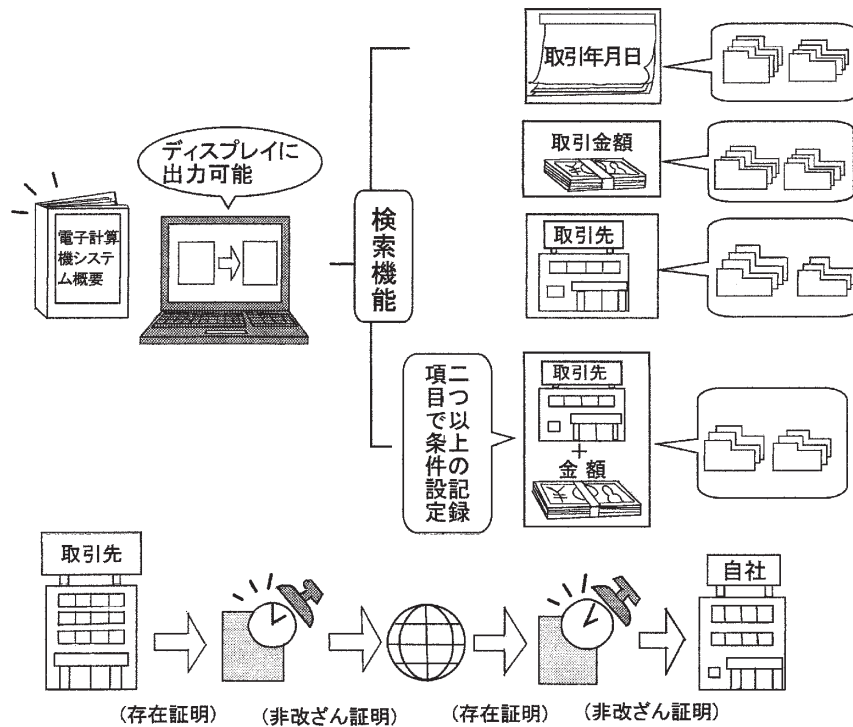
電子取引の取引情報を保存する場合、これま

でのように書面に印刷したものを保存することは認められず、電磁的記録のまま保存を行う必要があります。また、電磁的記録の保存等に当たっては、以下の4つの要件を満たす必要があります。

【電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存等を行う場合の要件】

要件	内容
① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備え付け	自社開発のプログラムを使用する場合のみ必要な要件です。市販の請求書保存ソフト等による場合にはオンラインマニュアルやオンラインヘルプ機能で要件を充足することが一般的です。
② 見読可能装置の備え付け等	電磁的記録を肉眼で確認可能とするためにディスプレイ等へ出力可能として必要があります。パソコンが利用できている状態であれば問題ないものと思われます。
③ 検索機能の確保	以下の条件で検索が可能な状態で保存する必要があります (1) 取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先を検索条件とした検索 (2) 日付又は金額に係る記録項目についてその範囲を指定して条件設定できる (3) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて条件設定できる
④ 訂正削除等改ざん防止に係る措置の確保	以下のいずれかの条件を満たすこと (1) タイムスタンプ（*1）が付与されたデータを受領する (2) 速やかにタイムスタンプを付与する (3) データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用する (4) 訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定・運用・備付け

*1 タイムスタンプとは、タイムスタンプに刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたこと（存在証明）と、その時刻以降、当該文書が改ざんされていないこと（非改ざん証明）を証明するものです。総務省の「タイムビジネスに係る指針」に基づき一般財団法人日本データ通信協会により認証を受けた事業者がサービス提供を行っています。無料のPDF閲覧ソフトの機能により自ら付与することも可能です。



なお、消費税法上の基準期間（その事業年度の
前々事業年度）における売上が1,000万円以下
の事業者については上記③「検索機能の確保」が
不要とされています。

【質問3】

夫婦2名のみで事業を営んでいる個人事業主
ですが、特別な請求書等保存ソフトは使用して
いません。一般的なパソコンのみで電子取引に
係る取引情報の電磁的記録保存に対応するた
めにはどのようにすればよいでしょうか。

【回答】

ビジネスで使用する一般的なパソコンのみで質
問2の回答で示した電磁的記録の4つの保存要件
に対応する場合について考えてみましょう。特別
なソフトウェアを利用していないとのことなので
①システム概要書の備え付けは不要となります。
また、一般手的なパソコンを利用しているとの
ことですので、②見読可能装置（ディスプレイ等）

の備え付けも問題ないものと思われます。

③の検索機能の確保については、パソコン内に
電子取引の取引情報保存用のフォルダを作成し、
以下の例のように請求書等データのファイル名称
を「年月日」「取引先名」「金額」として年度ごと
に保存することで、フォルダ内の検索機能が利用
できますので、データの検索機能要件を満たすも
のと考えられます。

(例)：2022年8月1日に(株)〇〇商事から仕入れた
100,000円の商品
→ファイル名「20220801_株式会社〇〇商事
_110,000」

最後に④訂正削除等改ざん防止に係る措置につ
いては、入手したデータが改ざんされていないこ
とを証明するためにタイムスタンプを付与する場
合には有償のサービス提供者に依頼するか無料
ソフトを利用して自ら付与する方法がありますが、
パソコンやソフトウェアによほど詳しくない限り
は「訂正削除の防止に関する事務処理規定」を策

定して従う方法が現実的と言えるでしょう。なお、規定のサンプルについて国税庁のHPからダウンロードが可能となっています。

(<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>)

(2022年7月1日時点国税庁HP電子帳簿保存法関係参考資料各種規定のサンプル)

〔質問4〕

電子取引の取引情報に係る電磁的記録について保存要件を満たして保存できないため、全て書面等に出力して保存した場合、その書面は税務調査においてどのように扱われるのでしょうか。

〔回答〕

法人税及び所得税においては、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を要件に従って保存していない場合やその電磁的記録を出力した書面を保存している場合において、その要件に従って保存がされていない電磁的記録や出力した書面等は、他者から受領した電子データとの同一性が担保されないことから保存が無かったものとして扱われます。ただし、その申告内容の適正性については、

税務調査において納税者からの追加的な説明や資料提出、取引先の情報等を総合勘案して確認することとなります。このためデータの保存が無いことのみで即座に青色申告の承認が取り消されたり申告内容が不正確なものとして否認されるというわけではありません。

なお、消費税に係る保存義務者が行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、その保存の有無が税額計算に影響を及ぼすことなどを勘案して、電子帳簿保存法の改正後も引き続き、その電磁的記録を出力した書面による保存が可能とされています。

以上の通り、改正電子帳簿保存法のうち、電子取引に係る取引情報の電磁的記録保存については特段の追加コストを払わず、一般的なパソコンのみでも対応が可能であることが確認できました。しかしながら、電子化・ペーパーレス化の動きは業界を問わず様々な分野で進んできています。10月号では電子帳簿保存法の内容から、より積極的に帳簿全体の電子化やスキャナ保存による文書のペーパーレス化に取り組む場合について必要な対応を確認してみたいと思います。

